

2021.4.13

佐々木秀彦

博物館に関わる人材の拡充について

1. 次世代の博物館職員の養成制度

- 博物館を持続可能とするように、学芸員だけでなく、幅広い人材によって博物館を「盛り立て」るための制度変更。これからの博物館運営のメッセージとして、発想の「拡張」を。
- 基礎的なミュージアム・リテラシーをもつ「博物館の理解者」を養成。市民が博物館を舞台に活躍できる仕組みをつくる。

2. 「仮称 博物館士」の称号付与

- 「博物館に関する基礎科目」の単位を取得したら、「仮称 博物館士」の称号を名乗れることとする。
- 基礎科目は、4科目8単位程度とする。※現行の「博物館に関する科目」の一部を受講
例)必修：生涯学習概論もしくは文化政策概論、博物館概論、博物館実習(見学)
選択：博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館経営論、博物館情報・メディア論より1科目
- 学芸員有資格者を毎年1万人弱輩出。さらに多くの「仮称 博物館士」を養成。
- これにあわせ現行の学芸員補の資格は廃止する(法規上、養成の仕組みを欠き、博物館学の習得を前提としていない)。

3. 「博物館に関わる人材」の養成

- 管理系職員に取得を促す(社会人が受講しやすい設定が必要)。
- 非常勤、アルバイトの採用で優遇。
- 博物館活動の関連事業者(案内、展示制作、資料管理システム等)として従事。
- 博物館の支援者(市民学芸員、ボランティアといったサポーター、パートナー)として関わりの場を作る。
→ 主体的に博物館という場に関わりたい人のニーズは増大(プレイヤー、プロボノワーカーとして)
「仮称 博物館士」の称号をもつ者に対して、活動情報を提供
サポーター、パートナーを募る施設側は、「仮称 博物館士」の称号を尊重
サポーター、パートナーがスキルアップのために学芸員養成科目を受講するニーズに応える